

○農林水産省告示第七百五十四号
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
 七十三号）別表二の付表第十九の規定に基づき、
 平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号
 （アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農
 林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次
 のように改正し、公布の日から施行する。
 平成二十一年六月五日

農林水産大臣 石破 茂

- 一を次のように改める。
- 一 植物及び地域
 さくらんぼの生果実であつて、次のいずれか
 に該当するものであること。
- (一) アメリカ合衆国のうち、アメリカ合衆国植
 物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地
 区として指定した地域で生産されたものであ
 ること。
- (二) アメリカ合衆国のうち、アメリカ合衆国植
 物防疫機関がコドリリングについて二のトラッ
 プ調査（トラップを用いた有害動物の有無に
 関する調査をいう。以下同じ。）及び生果実調
 査（生果実に係る有害動物の付着の有無に關
 する調査をいう。以下同じ。）が行われる区域
 として指定した生産地（以下「指定生産地」
 といい。）で生産されたものであること。
- 五を削る。
- 四に次のように加え、四を五とする。
- (四) 一の(二)の場合にあつては、二の調査の結果
 （四の(二)のイに定める要件に該当するものに
 限る。）の確認をもつて消毒に代えることがで
 きる。
- 三の(二)のイを次のように改め、三を四とする。
 イ 五の消毒が行われたものであること又は
 二の(一)のトラップ調査の結果トラップ一個
 当たりのコドリリングの誘殺虫数が平均で一
 週間当たり次に掲げる頭数を超えていない
 指定生産地で生産されたものであること及び
 二の(二)の生果実調査の結果コドリリングの
 寄生がない指定生産地で生産されたもので
 あること。

(ア) カリフォルニア州においては十頭
 オレゴン州及びワシントン州において
 は三十頭

- 二を三とする。
- 一の次に次のように加える。
- 二 指定生産地における調査
- (一) 一の(二)の場合にあつては、次の方法により
 トラップ調査が行われていること。
- ア 調査はアメリカ合衆国植物防疫機関が行
 うこと。
- イ 指定生産地において七ヘクタール当たり
 一個（小数点以下は切り上げとし、最低設
 置数を二個とする。）のトラップを設置し、
 一週間ごとの誘殺虫数を確認すること。
- (二) 一の(二)の場合にあつては、次の方法により
 生果実調査が行われていること。
- ア 調査はアメリカ合衆国植物防疫機関が行
 うこと。
- イ 指定生産地又はこん包施設で調査を行う
 こと。
- ウ 収穫前の成熟した果実又は収穫した果実
 を対象に行つこと。
- 六を次のように改める。
- 六 植物防疫官による確認
- 四の(一)の検査及び五の消毒又は二の調査が的確
 に実施されていることが植物防疫官により確
 認されること。
- 七中、三の(一)の検査及び四の消毒を「四の(一)
 の検査及び五の消毒又は二の調査の結果（四の(二)
 のイに定める要件に該当するものに限る。）の確
 認」に改め、七を九とする。
- 六の次に次のように加える。
- 七 こん包施設
- こん包施設は、アメリカ合衆国植物防疫機関
 が検疫有害動植物について汚染防止措置が講じ
 られているものとして指定した施設であるこ
 と。
- 八 封印
- 各こん包又は束ねたこん包には、アメリカ合
 衆国植物防疫機関による封印がなされているこ
 と。